



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 大興電子通信株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 高橋 正道
(コード番号 8023)
問 合 せ 先 執行役員 管理本部副本部長 荻田 修
(TEL 03-3266-8111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の当社第 56 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、振替制度に一斉移行(株券電子化)されました。

これに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除、条数の繰上げ、附則の新設等所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第 8 条につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日を効力発生日として廃止する定款変更決議をしたものとみなされております。

- (2) 取締役の経営責任をより明確にし、コーポレートガバナンスを一層強化する観点から、取締役の任期を 2 年から 1 年とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年 6 月26日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成21年 6 月26日 (予定)

以 上

(別紙)

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第8条 (株券の発行)</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。 2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は、 单元未満株式に係る株券を発行しない。</u> <u>ただし、株式取扱規程に定めるところ についてはこの限りでない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第9条 (单元未満株主の権利制限) (省略)</p>	<p>第8条 (单元未満株主の権利制限) (現行どおり)</p>
<p>第10条 (株主名簿管理人) 当社は株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場 所は、取締役会の決議によって選定し、 公告する。 3. <u>当社の株主名簿 (実質株主名簿を含 む。以下同じ。)、株券喪失登録簿およ び新株予約権原簿は、株主名簿管理人 の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、 株券喪失登録簿および新株予約権原簿 への記載または記録、单元未満株式の 買取り、その他株式ならびに新株予約 権に関する事務は株主名簿管理人に取 扱わせ、当社において扱わない。</u></p>	<p>第9条 (株主名簿管理人) 当社は株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場 所は、取締役会の決議によって選定し、 公告する。 (削除)</p>
<p>第11条 (株式取扱規程) 当社は発行する株券の種類ならびに 株主名簿、株券喪失登録簿および新株 予約権原簿への記載または記録、单元 未満株式の買取り、その他株式または 新株予約権に関する取扱い、株主の権 利行使に際しての手続き等および手数 料については、法令または定款に定め るもののほか、取締役会において定め る「株式取扱規程」による。</p>	<p>第10条 (株式取扱規程) 株主名簿および新株予約権原簿への記 載または記録、单元未満株式の買取り、 その他株式または新株予約権に関する 取扱い、株主の権利行使に際しての手 続き等および手数料については、法令 または定款に定めるもののほか、取締 役会において定める「株式取扱規程」 による。</p>
<p>第12条 (基準日) (省略)</p>	<p>第11条 (基準日) (現行どおり)</p>
<p>第21条 (取締役の選任)</p>	<p>第20条 (取締役の選任)</p>
<p>第22条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会終結の時までとす る。 2. (省略)</p>	<p>第21条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会終結の時までとす る。 2. (現行どおり)</p>

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 23 条 (代表取締役および役付取締役) (省略)	第 22 条 (代表取締役および役付取締役) (現行どおり)
第 49 条 (期末配当金等の除斥期間) (新設)	第 48 条 (期末配当金等の除斥期間) 附則
	第 1 条 <u>当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿 管理人の事務取扱場所に備え置き、株 券喪失登録簿への記載または記録に関 する事務は株主名簿管理人に取扱わ せ、当会社において取扱わない。</u>
	第 2 条 <u>当会社の株券喪失登録簿への記載また は記録は、法令または定款に定めるも ののほか、取締役会において定める株 式取扱規程による。</u>
	第 3 条 <u>本附則第 1 条乃至本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u>

以 上